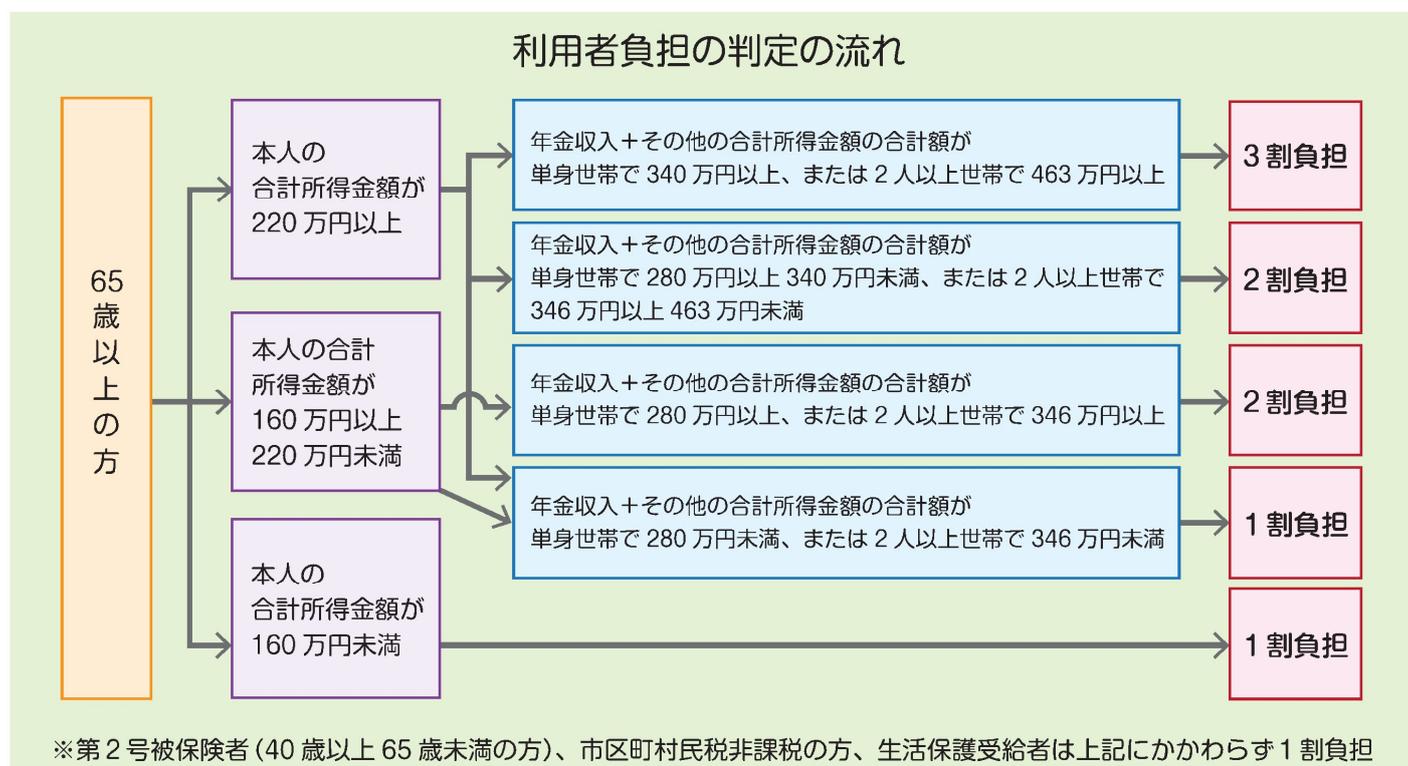


介護サービスや介護予防・日常生活支援総合事業を利用したときには、費用の1割～3割を支払います！！

負担割合証（黄色）を介護保険被保険者証（水色）と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

利用者の負担は、以下の「利用者負担の判定の流れ」により判定され、利用者負担（1割～3割）が決定されます。負担の割合は、「介護保険負担割合証」を確認してください。



※「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除・人的控除などの控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。